

事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 12. 電子債権記録機関関係 新旧対照表

改 正 後	現 行
I 電子債権記録機関の監督上の評価項目	I 電子債権記録機関の監督上の評価項目
I－2 業務の適切性	I－2 業務の適切性
I－2－7 災害における金融に関する措置（災害対策基本法等関係）	I－2－7 災害における金融に関する措置（災害対策基本法等関係）
（１）・（２）〔略〕	（１）・（２）〔略〕
（３）行政報告 以上のような金融上の諸措置をとったときは、遅滞なく <u>資産運用・ 保険監督局長</u> に報告するものとする。	（３）行政報告 以上のような金融上の諸措置をとったときは、遅滞なく <u>総合政策 局長</u> に報告するものとする。